

避難指示解除準備区域（檜葉町）から避難した申立人について、平成23年4月までに支出した避難に伴う交通費、平成23年3月に支出した宿泊謝礼、平成23年6月までに支出した避難先の住宅への風呂設置費用、令和4年4月に帰還した際に支出した引越費用等の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

- | | | |
|-----|------------------------------|----------|
| (1) | 避難交通費 | 20,000円 |
| | 期間 自 平成23年3月11日 至 平成23年4月1日 | |
| (2) | 宿泊謝礼 | 54,000円 |
| | 期間 自 平成23年3月11日 至 平成23年3月31日 | |
| (3) | 風呂設置費用 | 94,500円 |
| | 期間 自 平成23年3月11日 至 平成23年6月30日 | |
| (4) | 帰宅費用 | 129,210円 |
| | 期間 自 令和4年4月1日 至 令和4年4月30日 | |

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間に対する和解金として金297,710円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人と被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害項目に対する賠償金として金50,000円を支払い済みであることを相互に確認する。

4 支払方法

(省略)

5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年10月13日

（仲介委員 山本 昌彦）